

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）認定申請書

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申出者

もがみバイオマス発電 2 株式会社

代表取締役 柿崎 力治朗

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の認定を受けたいので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項（第 11 条第 3 項において準用する第 8 条第 1 項）の規定により、次のとおり申請します。

認定（変更の認定）を受けようとする再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）	再生可能エネルギー発電事業の名称	もがみ木質バイオマス発電所 第 2 発電所	
	再生可能エネルギー発電設備の出力	7, 1 0 0 k W	
	事業区域の位置	山形県新庄市大字福田字福田山 711 番番地の 52 他 1 筆	
説明会の概要	説明の対象範囲については新庄市環境課と協議の上、新庄中核工業団地立地協議会（団地内で操業中の企業）を対象範囲とし、別添事業計画（案）について説明。		
再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に対する地元住民の意見の反映状況	地元住民の意見の概要	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案への反映状況の概要	
	事業計画（案）について説明しましたが、問題はありませんでした。		
添付書類	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）		
	条例第 4 条に規定する協議の結果を記載した書面		

変更の概要（変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

別記

様式第1号

(第1面)

再エネ発電事業計画

再エネ発電事業計画			備考	
再エネ 発電事業 実施予定者 に関する 事項	氏名又は名称		もがみバイオマス発電2株式会社	
	代表者	役職	代表取締役	
		氏名	柿崎 力治朗	
	役員	役職	取締役	
		氏名	柿崎 和朗	
	役員	役職	取締役	
		氏名	鈴木 洋一	
住所又は所在地		新庄市大字福田字福田山711番地の52		
再生可能 エネルギー 発電事業に 関する事項	再生可能エネルギー発電事業の名称		もがみ木質バイオマス発電所 第2発電所	
	再生可能エネルギー発電事業の内容		木質バイオマス発電事業	
	再生可能エネルギー発電設備の出力		7,100.0kW	
	実施 時期	造成工事	2023年8月～2026年5月	外構・仕上げ工事含む
		設置工事	2024年4月～2026年7月	基礎工事含む
		発電期間	2026年10月1日～2046年9月30日	
		事業廃止	2046年9月30日	
事業 区域	位置	山形県新庄市大字福田字福田山711番52他1筆		
	面積	21,313.48m ²		
再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項			第2面のとおり	
再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項			第3面のとおり	
再生可能エネルギー発電事業の維持管理の方法に関する事項			第4面のとおり	
再生可能エネルギー発電事業の廃止の方法に関する事項			第5面のとおり	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合又は変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

(第2面)

土地の造成の方法に関する事項

土地の造成の方法に関する事項		備考
造成する土地の位置	山形県新庄市大字福田字福田山711番52他1筆	
造成工事に関する事項	造成工事の内容	H≒40cm程度の掘削工事、As舗装工事
	切土又は盛土をする土地の面積	A≒20,429.48×80%≒16,300m ²
	切土の土量	V≒6,400m ³
	盛土の土量	V≒200m ³
造成工事の期間	2023年8月～2026年5月	外構・仕上げ工事含む
造成工事の工程	掘削・盛土・路盤工・排水溝・AS舗装工	
造成工事の施工前と施工後の土地の形質の変更状況	施工前：ほぼ平坦で、約50%がAS・C0舗装 施工後：ほぼ平坦でAS舗装	
工事施工者	住所又は所在地	山形県新庄市若葉町5番5号
	氏名又は名称	(株)柿崎工務所
	電話番号	0233-22-1537

(第3面)

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項		備考
再生可能エネルギー発電設備の構造	燃料受入・投入設備、 ボイラー・タービン・発電設備	
再生可能エネルギー発電設備の出力	7,100.0kW	
再生可能エネルギー発電設備の事業区域内の位置	山形県新庄市大字福田字福田山711番52他1筆	
再生可能エネルギー発電設備の設置工事の内容	土木建築工事・プラント据付工事(ボイラー・タービン発電機他)・プラント試運転	
再生可能エネルギー発電設備の設置工事の期間	29ヶ月(基礎工事含む。詳細は今後調整)	
再生可能エネルギー発電設備の設置工事の工程	2024年6月：土建着工 2025年5月：プラント据付工事着工 2026年8月：プラント試運転開始 2026年11月：営業運転(竣工)	
工事施工者	住所又は所在地	東京都港区芝浦三丁目9番1号
	氏名又は名称	(株)タクマ
	電話番号	03-5730-9023

(第4面)

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項		備考
発電期間	2026年10月1日～2046年9月30日	
事業区域及び再生可能エネルギー発電設備の点検	点検の項目	自主点検・法定点検
	点検の頻度	自主点検1回/2年、法定点検1回/2年
	点検予定業者等	(株)タクマ、外部審査機関(損保リスクケアマネジメント(株))
事業区域の管理者	代表取締役 柿崎 力治朗	
緊急時の連絡先	0233-32-1825	
その他の連絡先	080-1690-7626(総務課長 八鍬 茂也)	

(第5面)

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項		備考
廃止予定年月日	2046年9月30日	
再生可能エネルギー発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容	施設本体及び付帯物を自社グループ解体部門に発注し、廃棄物処理法に基づき廃棄物の発生抑制、再利用を考慮した解体工事を行う。	
廃棄物の処理方法	発電設備の分別解体等に伴って生じた特定建設資材は、建設リサイクル法に基づき、再資源化を行うとともに廃棄物処理法上の排出事業者としての義務を遵守する。	
再生可能エネルギー発電設備の撤去後の土地の整備方針	未定	
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の見積もり	156,000,000円	自社グループ解体部門見積
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法	2036年10月～2046年9月 毎月1,300,000円積み立て	